

防衛省職員生活協同組合火災共済事業細則

(平成 6 年 6 月 6 日 制定)

一部改正 平成 9 年 4 月 24 日

一部改正 平成 13 年 3 月 12 日

一部改正 平成 19 年 4 月 18 日

全部改正 平成 22 年 3 月 31 日

一部改正 平成 23 年 10 月 5 日

一部改正 平成 25 年 2 月 28 日

一部改正 平成 26 年 7 月 9 日

一部改正 平成 27 年 11 月 26 日

一部改正 令和 3 年 10 月 25 日

(通 則)

第 1 条 防衛省職員生活協同組合（以下「組合」という。）が行う火災共済事業の実施は、組合の定款（昭和 38 年 3 月 11 日制定）、火災共済事業規約（昭和 38 年 3 月 11 日制定）（以下「規約」という。）の定めによるほか、この細則に定めるところによる。

(火災等及び風水害等の事故)

第 2 条 規約第 2 条に規定する火災等の事故は、次の各号に定めるところによる。

(1) 火災による損害

火焰による共済の目的の全部又は一部の焼失（消防又は避難に必要な処分を含む。）若しくは火災に随伴して生じた高熱、煙、ガス、蒸気等による損害（燃焼機器、暖房機器及び電気機器等の加熱によって生じた当該機器のみの損害を除く。）

(2) 破裂又は爆発による損害

プロパン、都市ガス等の気体又は薬品等の急激な膨張による破裂又は爆発により共済の目的に生じた損害（凍結による水道管、水管又はこれらに類するものの破裂又は爆発による損害を除く。）

(3) 航空機の墜落若しくは接触、航空機からの物体の落下、航空機の爆風、音波の衝撃、航空機の付属品若しくは積載物の落下又は航空機からの投下物若しくは発射物による損害

(4) その他の不慮の人為的災害

同一の建物の上層階に居住する他人の住居のいっ水により生じた水漏れによる損害

(5) 落雷による損害

共済の目的に直接落雷し、その衝撃のため当該共済の目的に生じた破壊損害又は火災損害又は落雷による異常電流の作用で共済の目的に生じた損害

2 地震及び噴火並びに凍結による水道管、水管又はこれらに類するものの破裂又は爆発は、規約第 2 条に規定する風水害等による損害として取り扱うものとする。

(共済目的等の範囲)

第3条 規約第5条第2項に規定する「配偶者等」とは、二親等までの直系親族をいう。

2 規約第5条第3項第3号の「物置、納屋その他の附属建物」とは、母屋（生計のために常時使用している建物）から距離を置いて建てられている附属建物をいい、母屋に隣接して建てられている附属建物で、母屋と同様に使用されているものは含まないものとする。

3 規約第5条第4項に規定する「電気設備、ガス設備、冷暖房設備その他これらに準ずる建物の付属設備」のうち、転居の際に移設可能な次の物は動産とみなす。

- (1) エアコン
- (2) 台所用瞬間湯沸器
- (3) アンテナ及び関連部品
- (4) 電灯（シャンデリア）
- (5) 温水洗浄便座

(共済契約口数の限度等)

第4条 規約第7条第7項及び第10条に規定する建物を対象に共済契約を締結する場合の延面積に対する共済契約口数の限度は、別表のとおりとする。

2 規約第10条に規定する共済契約者一人当たりの契約件数は、建物及び動産につきそれぞれ2件までとする。

3 規約第10条に規定する営内者5口の限度については、営内者が現に居住している隊舎に保有する動産について適用する。

(共済契約の申込み)

第5条 規約第12条に定める共済契約の申込みを6月中に行い、組合に当該共済契約を承諾されたときは、その効力は翌事業年度始期から発生する。

2 新たに組合員になった者又は建物の新築、購入、相続により新たに取得した者その他組合が特に認めた者は、前項に定める月以外の月に共済契約の申込みをすることができる。

(共済掛金の取扱い)

第6条 規約第7条第2項に規定する共済契約1口についての共済掛金額は、1月1日から6月30日までの間に効力が発生する共済契約については、1口100円とする。

2 建物について共済契約を契約している者が、新築、購入等をした建物に契約替えする場合の共済掛金の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 契約口数を増加するときには、増加する契約口数とその時期に相当する共済掛金を支払う。
- (2) 契約口数を減じなければならないときは、規約第17条の2に準じて減少する契約口数に相当する共済掛金を返還する。

(共済目的の価額の算定基準)

第7条 規約第6条の2に規定する共済契約に係る共済目的の再取得価額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 建物
延面積に標準建築費を乗じて得た額

ただし、標準建築費は、木造にあつては3.3平方メートル当たり50万円、耐火造にあつては3.3平方メートル当たり60万円とする。

(2) 動産

動産に対する契約口数に、50万円を乗じて得た額

(風水害等損害の共済金の額)

第8条 規約第8条第5項に規定する風水害等損害の給付対象は、共済目的たる建物又は動産に生じた損害の額がそれぞれ10万円以上の場合に限るものとし、共済金は、次に掲げる損害の程度に応じ、規約第7条第5項に規定する540万円を限度に、共済契約1口当りの共済金額に共済契約口数を乗じて得た額とする。ただし、この共済金額が実際の損害額を超える場合は、実際の損害額を限度として共済金を支払うものとする。

損 害 の 程 度	共済契約1口当たりの共済金額(円)
建物又は動産の全部が滅失(損害率70%以上)し、又は同程度の損害を受けたとき	60,000
建物又は動産の2分の1以上が滅失(損害率50%以上70%未満)し、又は同程度の損害を受けたとき	30,000
建物又は動産の3分の1以上が滅失(損害率30%以上50%未満)し、又は同程度の損害を受けたとき	18,000
建物又は動産の3分の1未満が滅失(損害率30%未満)し、又は同程度の損害を受けたとき	6,000

2 損害の程度は、原則として建物又は動産を換価して認定する。ただし、建物が浸水を受け、その損害が集中的に発生し又は損害の程度の認定が困難な場合は、次により取扱うことができる。(損害率の数値は、前項に同じ。)

浸 水 の 程 度	損 害 の 程 度
床上 30センチメートル以上	3分の1以上
床上 120センチメートル以上	2分の1以上

3 前項ただし書により損害の程度を取り扱う場合は、浸水の程度を証明するに足る写真、見取図等の書類を提出するものとする。

4 共済金の額は、建物又は動産について別々に算出する。

(地震等における共済金の支払)

第8条の2 規約第23条第4項に規定する72時間以内に生じた複数の地震等による損害は、一括して1回の地震等による損害とみなし、72時間経過時点での損害を第8条に規定する損害の程度に応じて支払う。72時間以内に生じた地震等であっても被災地が全く異なり、地震等による損害が区別できる場合は別の地震等として扱い、72時間経過時点での損害を第8条に規定する損害の程度に応じて支払う。

2 1回の地震等と72時間を経過した余震等による損害が、あるいは新たな地震等が生じたことによる損害がそれ以前の地震等による損害と明確に区別できる場合は、組合は、各損害を発生させた地震等ごとに共済金を支払う。この場合、既に共済金の支払がなされている場合は、支払共済金分を差し引いて支払うことができる。

- 3 1回の地震等と72時間を経過した余震等による損害が、あるいは新たな地震等が生じたことによる損害がそれ以前の地震等による損害と区別できない場合で、共済金請求時点で損害を修復していないときは、一括して1回の地震等による損害とみなし、共済金請求時点の損害を第8条に規定する損害の程度に応じて支払うことができる。この場合、既に共済金の支払がなされている場合は、支払共済金分を差し引いて支払うことができる。
- 4 修復前の損害と修復後の損害を区別できる場合であって、損害を修復した後、余震等又は新たな地震等が生じ修復箇所に損害が発生したときは、別の地震等による損害として扱う。この場合、請求していない損害がある場合については、共済金請求時点のすべての損害をもって一括して1回の地震等による損害とみなし共済金を支払う。この際、既に共済金の支払がなされている場合は、支払共済金分を差し引いて支払う。

(空家の取扱い)

第9条 共済の目的である建物について、規約第13条第1項第2号の事実が発生した場合において、契約者が組合に通知したときは、次の各号に該当するものに限り、引き続き共済契約を継続することができるものとする。

- (1) 勤務等の都合により一時的に空家又は無人となる建物で再入居を前提としたものであること。
- (2) 当該建物について月1回以上見回り、点検をする等、良好な管理が可能なこと。

(権利義務承継者)

第10条 規約第28条に規定する相続人の順位は、契約者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

- 2 前項の場合において、同順位の相続人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければならない。この場合において、その代表者は他の相続人を代表するものとする。
- 3 組合が承継者に対して共済金の全額を支払った後において、他の者から共済金の全額又は一部の支払の請求がなされても、組合は支払の責に任じないものとする。

(大規模災害等発生時の共済金支払手順及び方法等)

第11条 組合は、大規模災害等（首都直下地震、南海トラフ地震及びこれらと同程度の自然災害等をいう。以下同じ。）に起因する共済金の支払請求があった場合は、規約第23条の規定にしたがって処理することとする。1回の大規模災害等で支払うべき共済金の総支払限度額は、平成27年度総代会の議決に基づき50億円とする。

- 2 その他必要な事項は、理事会の定めるところによる。

附 則 （平成 6年 6月 6日）

この細則は、平成6年7月1日から施行する。

附 則 （平成 9年 4月 24日）

この細則は、平成9年7月1日から施行する。

附 則 （平成 13年 3月 12日）

この細則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則 （平成 19 年 4 月 18 日）

この細則は、平成 19 年 4 月 18 日から施行し、同年 1 月 9 日から適用する。

附 則 （平成 26 年 7 月 9 日）

この細則は、平成 26 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 （平成 27 年 11 月 26 日）

この細則は、平成 27 年 11 月 26 日から施行する。

附 則 （令和 3 年 10 月 25 日）

この細則は、厚生労働大臣の認可を受けた日（令和 3 年 10 月 15 日）から施行し、令和 4 年 1 月 1 日から適用する。

別表

建物を対象に共済契約を締結する場合の延べ面積に応ずる契約口数の限度

- 1 木造の場合：木造とは、耐火造以外の建物をいい、簡易耐火造までを含む。

延面積㎡	6.5	9.8	13.1	16.4	19.7	23.0	26.3	29.6	32.9
限度口数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
延面積㎡	36.2	39.5	42.8	46.1	49.4	52.7	56.0	59.3	62.6
限度口数	10	11	12	13	14	15	16	17	18
延面積㎡	65.9	69.2	72.5	75.8	79.1	82.4	85.7	89.0	92.3
限度口数	19	20	21	22	23	24	25	26	27
延面積㎡	95.6	98.9	102.2	105.5	108.8	112.1	115.4	118.7	122.0
限度口数	28	29	30	31	32	33	34	35	36
延面積㎡	125.3	128.6	131.9	135.2	138.5	141.8	145.1	148.4	151.7
限度口数	37	38	39	40	41	42	43	44	45
延面積㎡	155.0	158.3	161.6	164.9	168.2	171.5	174.8	178.1	181.4
限度口数	46	47	48	49	50	51	52	53	54
延面積㎡	184.7	188.0	191.3	194.6	197.9	198.0以上			
限度口数	55	56	57	58	59	60			

- 2 耐火造：耐火造とは、コンクリート造、レンガ造、石積造及び不燃材料で被覆された鉄骨造その他、外壁からの火災に対し容易に類焼することがないものをいう。

延面積㎡	5.5	8.2	11.0	13.7	16.4	19.2	22.0	24.7	27.5
限度口数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
延面積㎡	30.2	32.9	35.7	38.5	41.2	44.0	46.7	49.4	52.2
限度口数	10	11	12	13	14	15	16	17	18
延面積㎡	55.0	57.7	60.5	63.2	65.9	68.7	71.5	74.2	77.0
限度口数	19	20	21	22	23	24	25	26	27
延面積㎡	79.7	82.4	85.2	88.0	90.7	93.5	96.2	98.9	101.7
限度口数	28	29	30	31	32	33	34	35	36
延面積㎡	104.5	107.2	110.0	112.7	115.4	118.2	121.0	123.7	126.5
限度口数	37	38	39	40	41	42	43	44	45
延面積㎡	129.2	131.9	134.7	137.5	140.2	143.0	145.7	148.4	151.2
限度口数	46	47	48	49	50	51	52	53	54
延面積㎡	154.0	156.7	159.5	162.2	164.9	165.0以上			
限度口数	55	56	57	58	59	60			

【表の見方】建物延面積（㎡）に示す広さまでの建物は、対応する限度口数まで加入することができる。